

■住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取扱いについて（平成 20 年 12 月 22 日付け国住総第 67 号 国土交通省住宅局長通知） 新旧対照表（令和 8 年 4 月 7 日付改正）

（下線部分改正）

新	旧
国住総第 67 号 平成 20 年 12 月 22 日 （最終改正：令和 8 年 4 月 7 日国住総第 318 号） 都道府県知事 政令指定都市の長 独立行政法人都市再生機構理事長 あて 国土交通省住宅局長 住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取扱いについて 住宅局所管補助事業等により補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産（以下「補助対象財産」という。）を処分（補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等をいう。以下同じ。）する場合には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金等適正化法」という。）第 22 条の規定に基づき、国土交通大臣（補助金等適正化法第 26 条第 1 項の規定により国土交通大臣の権限が委任されている場合は地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長。以下「国土交通大臣等」という。）の承認が必要とされているところである。 今般、住宅局所管補助事業等（4. に掲げる住宅等を除く。以下同じ。）における補助対象財産について、下記により取り扱うこととしたので通知する。 （※）なお、貴管内市町村（指定都市を除く。）に対しては、貴職より周知されたい。 （※ 都道府県あて通知のみに記載） 記 1. 補助対象財産の処分手続きの原則（個別承認） （1） 補助事業者等は、補助対象財産の処分を行う場合には、別記様式 1 により承認申請書を国土交通大臣等に提出し、その承認を受けるものとする。 （2） 国土交通大臣等は、前号の承認に当たり、別表第 1 に掲げる財産処分の区分に応じ、国庫納付等を条件として付するものとする。ただし、国土交通大臣等が別表第 1 に掲げる財産処分の区分又は承認条件により難い事情があると認める場合には、他の条件を付すか若しくは条件を付さないことができる。 2. 補助対象財産の処分手続きの特例（包括承認） （1） 地方公共団体が補助対象財産の処分を行う場合（有償譲渡、有償貸付け、当該財産処分により収益が見込まれる場合（以下「有償譲渡等」という。）を除き、かつ、「道路法」（昭和 27 年法律第 180 号）に基づく施設等に係るものにあつては道路（一般交通の用に供する道）本体の効用を毀損しない場合若しくは「河川法」（昭和 39	国住総第 67 号 平成 20 年 12 月 22 日 （最終改正：令和 5 年 8 月 30 日国住総第 111 号） 都道府県知事 政令指定都市の長 独立行政法人都市再生機構理事長 あて 国土交通省住宅局長 住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取扱いについて 住宅局所管補助事業等により補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産（以下「補助対象財産」という。）を処分（補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等をいう。以下同じ。）する場合には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金等適正化法」という。）第 22 条の規定に基づき、国土交通大臣（補助金等適正化法第 26 条第 1 項の規定により国土交通大臣の権限が委任されている場合は地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長。以下「国土交通大臣等」という。）の承認が必要とされているところである。 今般、住宅局所管補助事業等（4. に掲げる住宅等を除く。以下同じ。）における補助対象財産について、下記により取り扱うこととしたので通知する。 （※）なお、貴管内市町村（指定都市を除く。）に対しては、貴職より周知されたい。 （※ 都道府県あて通知のみに記載） 記 1. 補助対象財産の処分手続きの原則（個別承認） （1） 補助事業者等は、補助対象財産の処分を行う場合には、別記様式 1 により承認申請書を国土交通大臣等に提出し、その承認を受けるものとする。 （2） 国土交通大臣等は、前号の承認に当たり、別表第 1 に掲げる財産処分の区分に応じ、国庫納付等を条件として付するものとする。ただし、国土交通大臣等が別表第 1 に掲げる財産処分の区分又は承認条件により難い事情があると認める場合には、他の条件を付すか若しくは条件を付さないことができる。 2. 補助対象財産の処分手続きの特例（包括承認） （1） 地方公共団体が補助対象財産の処分を行う場合（有償譲渡、有償貸付け、当該財産処分により収益が見込まれる場合（以下「有償譲渡等」という。）を除き、かつ、「道路法」（昭和 27 年法律第 180 号）に基づく施設等に係るものにあつては道路（一般交通の用に供する道）本体の効用を毀損しない場合若しくは「河川法」（昭和 39

年法律第167号)に基づく施設等に係るものにあつては河川等の管理に支障がない場合に限る。以下同じ。)には、当該地方公共団体において、次のいずれかに該当し、かつ、当該補助対象財産の処分が補助目的の遂行を鑑みても適正であると判断するものに限り、別記様式2による地方整備局長等(補助金等適正化法第26条第1項の規定により国土交通大臣の権限を委任された地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。)への報告書の提出をもって承認があつたものとして取り扱うこととする。ただし、当該報告書の内容等が要件を具備していない場合には、この限りではない。なお、道路の附属物(共同溝又は電線共同溝を除く。)は、有償譲渡等の場合でも包括承認の対象とする。

- ① 補助事業等の完了後(補助対象施設の供用開始後をいう。)10年を経過した補助対象財産であること。
- ② 災害又は火災により損壊したとき、老朽化により引き続き使用することが危険な状態にあるとき、都市計画事業等を施行するために必要であるとき等、補助事業者等の責に帰することのできない事由によるものであること。
- ③ 「市町村の合併の特例に関する法律」(昭和40年法律第6号)に規定する市町村建設計画又は「市町村の合併の特例に関する法律」(平成16年法律第59号)に規定する合併市町村基本計画に基づくものであること。

- (2) 地方公共団体以外の者が補助対象財産の処分(上記2.(1)①による一時的な他の目的への使用(目的外使用の期間は1年を限度とするものとする。))及び②による処分に限る。)を行う場合には、当該地方公共団体以外の者において、補助対象財産の処分が補助目的の遂行を鑑みても適正であると判断するものに限り、別記様式2による国土交通大臣等への報告書の提出をもって承認があつたものとして取り扱うこととする。ただし、当該報告書の内容等が要件を具備していない場合には、この限りではない。

3. その他の手続き等について

- (1) 国土交通大臣等への提出書類については、補助事業者等が地方公共団体以外にあつては国土交通大臣に、補助事業者等が都道府県又は政令指定都市にあつては地方整備局長等に、別表第2に掲げる予算科目に係る補助事業における補助事業者等が市町村にあつては都道府県知事に提出するものとする。
都道府県知事は、当該市町村から提出書類を受理した場合には、その内容を審査し、適正と認めたときは、当該提出書類に別記様式3により国土交通大臣等に提出するものとする。
- (2) 補助事業者等は、国土交通大臣等から承認のあつた補助対象財産の処分内容又は国土交通大臣等への報告に係る補助対象財産の処分内容と異なる処分を行う場合には、改めて必要な手続きを行うものとする。
- (3) 補助事業者等は、間接補助事業者等の補助対象財産の処分により、間接補助事業者等から返納金の納付を受けた場合には、当該返納金に係る国庫補助金等相当額を国庫に納付するものとする。
- (4) 国土交通大臣等は、必要な範囲で提出書類の記載内容を確認するための追加資料の提出を求めることができる。
- (5) 補助事業者等において、補助対象財産の処分の承認を受けた同種財産の取得を同一事業箇所住宅局所管補助事業等により計画した場合には、国土交通大臣等は、当該同種財産に対する地域の需要動向等を踏まえ、補助事業等の採択について慎重に検討するものとする。

年法律第167号)に基づく施設等に係るものにあつては河川等の管理に支障がない場合に限る。以下同じ。)には、当該地方公共団体において、次のいずれかに該当し、かつ、当該補助対象財産の処分が補助目的の遂行を鑑みても適正であると判断するものに限り、別記様式2による地方整備局長等(補助金等適正化法第26条第1項の規定により国土交通大臣の権限を委任された地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。)への報告書の提出をもって承認があつたものとして取り扱うこととする。ただし、当該報告書の内容等が要件を具備していない場合には、この限りではない。なお、道路の附属物(共同溝又は電線共同溝を除く。)は、有償譲渡等の場合でも包括承認の対象とする。

- ① 補助事業等の完了後(補助対象施設の供用開始後をいう。)10年を経過した補助対象財産であること。
- ② 災害又は火災により損壊したとき、老朽化により引き続き使用することが危険な状態にあるとき、都市計画事業等を施行するために必要であるとき等、補助事業者等の責に帰することのできない事由によるものであること。
- ③ 「市町村の合併の特例に関する法律」(昭和40年法律第6号)に規定する市町村建設計画又は「市町村の合併の特例等に関する法律」(平成16年法律第59号)に規定する合併市町村基本計画に基づくものであること。

- (2) 地方公共団体以外の者が補助対象財産の処分(上記2.(1)①による一時的な他の目的への使用(目的外使用の期間は1年を限度とするものとする。))及び②による処分に限る。)を行う場合には、当該地方公共団体以外の者において、補助対象財産の処分が補助目的の遂行を鑑みても適正であると判断するものに限り、別記様式2による国土交通大臣等への報告書の提出をもって承認があつたものとして取り扱うこととする。ただし、当該報告書の内容等が要件を具備していない場合には、この限りではない。

3. その他の手続き等について

- (1) 国土交通大臣等への提出書類については、補助事業者等が地方公共団体以外にあつては国土交通大臣に、補助事業者等が都道府県又は政令指定都市にあつては地方整備局長等に、別表第2に掲げる予算科目に係る補助事業における補助事業者等が市町村にあつては都道府県知事に提出するものとする。
都道府県知事は、当該市町村から提出書類を受理した場合には、その内容を審査し、適正と認めたときは、当該提出書類に別記様式3により国土交通大臣等に提出するものとする。
- (2) 補助事業者等は、国土交通大臣等から承認のあつた補助対象財産の処分内容又は国土交通大臣等への報告に係る補助対象財産の処分内容と異なる処分を行う場合には、改めて必要な手続きを行うものとする。
- (3) 補助事業者等は、間接補助事業者等の補助対象財産の処分により、間接補助事業者等から返納金の納付を受けた場合には、当該返納金に係る国庫補助金等相当額を国庫に納付するものとする。
- (4) 国土交通大臣等は、必要な範囲で提出書類の記載内容を確認するための追加資料の提出を求めることができる。
- (5) 補助事業者等において、補助対象財産の処分の承認を受けた同種財産の取得を同一事業箇所住宅局所管補助事業等により計画した場合には、国土交通大臣等は、当該同種財産に対する地域の需要動向等を踏まえ、補助事業等の採択について慎重に検討するものとする。

(6) 次のイからニに掲げる法律の規定により国土交通大臣の承認を受けたものとみなされた補助対象財産の処分については、本通知に定める手続きを要しないものとする。 イ 「地域再生法」(平成17年法律第24号)第18条 ロ 「総合特別区域法」(平成23年法律第81号)第29条及び第57条 ハ 「東日本大震災復興特別区域法」(平成23年法律第122号)第45条 ニ 「国家戦略特別区域法」(平成25年法律第107号)第27条の6 (7) 補助事業者等は、本通知の発出日において既に廃止されている補助事業に係る補助対象財産の処分を行う場合には、提出書類のあて名及び提出先について、事前に国土交通大臣等へ確認するものとする。 (8) 地方整備局長等は、補助事業者等からの承認申請書及び報告書の提出状況について、別記様式4により四半期毎に取りまとめ、国土交通大臣へ報告するものとする。 (9) 記2により報告書の提出をもって地方整備局長等の承認があったものとみなすことができる財産処分の範囲その他の事項は、各補助事業等の特性に応じて別途個別に定めることができる。 (10) 本通知の発出日において既に補助事業者等から地方整備局長等へ補助対象財産の処分に係る承認申請が行われ、かつ、地方整備局長等において承認手続き中のものについては、本通知に基づき処理することができるものとする。	(6) 次のイからニに掲げる法律の規定により国土交通大臣の承認を受けたものとみなされた補助対象財産の処分については、本通知に定める手続きを要しないものとする。 イ 「地域再生法」(平成17年法律第24号)第18条 ロ 「総合特別区域法」(平成23年法律第81号)第29条及び第57条 ハ 「東日本大震災復興特別区域法」(平成23年法律第122号)第45条 ニ 「国家戦略特別区域法」(平成25年法律第107号)第27条の6 (7) 補助事業者等は、本通知の発出日において既に廃止されている補助事業に係る補助対象財産の処分を行う場合には、提出書類のあて名及び提出先について、事前に国土交通大臣等へ確認するものとする。 (8) 地方整備局長等は、補助事業者等からの承認申請書及び報告書の提出状況について、別記様式4により四半期毎に取りまとめ、国土交通大臣へ報告するものとする。 (9) 記2により報告書の提出をもって地方整備局長等の承認があったものとみなすことができる財産処分の範囲その他の事項は、各補助事業等の特性に応じて別途個別に定めることができる。 (10) 本通知の発出日において既に補助事業者等から地方整備局長等へ補助対象財産の処分に係る承認申請が行われ、かつ、地方整備局長等において承認手続き中のものについては、本通知に基づき処理することができるものとする。
4. 次に掲げる住宅等については、本通知の対象外とする (1) <u>交付金</u>に係る事業によって整備された住宅等のうち、次のイから<u>ハ</u>までに掲げるもの イ 公営住宅等整備事業対象要綱(平成17年8月1日付け国住備第37号)において対象とする住宅等 ロ 災害公営住宅整備事業等対象要綱(平成24年1月10日付け国住備第199号・国住心第88号)において対象とする住宅等 ハ 地域優良賃貸住宅整備事業対象要綱(平成19年3月28日付け国住備第161号)において対象とする住宅等 ニ 住宅地区改良事業等対象要綱(平成17年8月1日付け国住整第38-3号)において対象とする住宅等 ホ 社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付け国官会第2317号)附属第Ⅱ編16-(8)2.第2項<u>第二十九号</u>に定める「都市再生住宅等整備事業」、<u>第三十七号</u>に定める「公営住宅整備事業等」及び<u>第三十八号</u>に定める「住宅地区改良事業等」において対象とする住宅等 <u>ヘ 福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)交付要綱(国土交通省)(平成26年2月28日付け国官会第2906号)附属編5及び福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)基金交付要綱(国土交通省)(平成27年4月15日付け国官会第122号)附属第Ⅱ編5に定める「福島再生賃貸住宅整備事業」において対象とする住宅等</u> (2) 公営住宅整備事業等補助要領(平成8年8月30日付け住備発第83号)第2第2号に定める災害公営住宅整備事業において対象とする住宅等 (3) 住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱(平成16年国住市第352号)第2六に定める「都市再生住宅等整備事業」、同<u>十八</u>に定める「公営住宅整備事業等」及び同<u>十九</u>に定める「住宅地区改良事業等」において対象とする住宅等 (4) 高齢者等居住安定化推進事業補助金交付要綱(平22年国住整第191号)第4第一号に定める「サービス付き高齢者向け住宅整備事業」において対象とする住宅等 (5) (1)、(3)及び(4)に掲げる事業に係る補助事業であって、既に廃止されている予算制度において対象とする住宅等	4. 次に掲げる住宅等については、本通知の対象外とする (1) <u>社会資本整備総合交付金、地域自主戦略交付金又は東日本大震災復興交付金</u>に係る事業によって整備された住宅等のうち、次のイから<u>ホ</u>までに掲げるもの イ 公営住宅等整備事業対象要綱(平成17年8月1日付け国住備第37号)において対象とする住宅等 ロ 災害公営住宅整備事業等対象要綱(平成24年1月10日付け国住備第199号・国住心第88号)において対象とする住宅等 ハ 地域優良賃貸住宅整備事業対象要綱(平成19年3月28日付け国住備第161号)において対象とする住宅等 ニ 住宅地区改良事業等対象要綱(平成17年8月1日付け国住整第38-3号)において対象とする住宅等 ホ 社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付け国官会第2317号)附属第Ⅱ編16-(8)2.第2項<u>第二十六号</u>に定める「都市再生住宅等整備事業」、<u>第三十三号</u>に定める「公営住宅整備事業等」及び<u>第三十四号</u>に定める「住宅地区改良事業等」において対象とする住宅等 (2) 公営住宅整備事業等補助要領(平成8年8月30日付け住備発第83号)第2第2号に定める災害公営住宅整備事業において対象とする住宅等 (3) 住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱(平成16年国住市第352号)第2六に定める「都市再生住宅等整備事業」、同<u>十六</u>に定める「公営住宅整備事業等」及び同<u>十七</u>に定める「住宅地区改良事業等」において対象とする住宅等 (4) 高齢者等居住安定化推進事業補助金交付要綱(平22年国住整第191号)第4第一号に定める「サービス付き高齢者向け住宅整備事業」において対象とする住宅等 (5) (1)、(3)及び(4)に掲げる事業に係る補助事業であって、既に廃止されている予算制度において対象とする住宅等

(6) (1)～(5)までに掲げる住宅等を除く、本通知とは別に財産等の取扱いについて定められた住宅等

附 則
本改正は、平成２１年４月１日から適用する。

附 則
本改正は、平成２４年３月１５日から適用する。

附 則
本改正は、令和５年９月１日から適用する。

附 則
本改正は、令和８年４月７日から適用する。

別表第１

財産処分区分		承認条件	国庫納付額
目的外使用 (補助対象財産の所有者の変更を伴わずに、使用すること)	収益がある場合	・国庫納付 ・目的外使用により生じる収益（維持管理費相当額がある場合はこれを除く。）の年間実績額を報告するとともに、その収益を当該補助事業箇所（同一の整備計画に位置付けられた他の補助事業箇所を含む。以下同じ。）における補助対象施設の整備及び維持管理に充てる場合には、それらの実績額についても報告すること（目的外使用の期間が数年にわたる場合には毎年報告すること） ・使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること	目的外使用により生じる収益（当該補助事業箇所における補助対象施設の整備費及び維持管理費相当額がある場合にはこれを除く。）のうち国庫補助金等相当額
	収益がない場合	使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること	－
譲渡（補助対象財産の所有者を変更すること）	有償	国庫納付（ただし、処分制限期間の残期間内において補助条件を承継する場合には国庫納付を要しない。）	譲渡額のうち国庫補助金等相当額
	無償	国庫納付（ただし、包括承認の場合、国又は地方公共団体への無償譲渡の場合、若しくは処分制限期間の残期間内において補助条件を承継する場合、その他地方整備局長等が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。） ・施設等にあつては、当該施設等の整備に係る国庫補助金等交付額に、処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。以下同じ。）の割合を乗じて得た額 ・用地にあつては、当該用地の取得に係る国庫補助金等交付額	
交換（補助対象財産と他人の所有する他		・国庫納付（交換差益が生じる場合に限る。）	交換差益額のうち国庫補助金等相当額

附 則
本改正は、平成２１年４月１日から適用する。

附 則
本改正は、平成２４年３月１５日から適用する。

附 則
本改正は、令和５年９月１日から適用する。

別表第１

財産処分区分		承認条件	国庫納付額
目的外使用 (補助対象財産の所有者の変更を伴わずに、使用すること)	収益がある場合	・国庫納付 ・目的外使用により生じる収益（維持管理費相当額がある場合はこれを除く。）の年間実績額を報告するとともに、その収益を当該補助事業箇所（同一の整備計画に位置付けられた他の補助事業箇所を含む。以下同じ。）における補助対象施設の整備及び維持管理に充てる場合には、それらの実績額についても報告すること（目的外使用の期間が数年にわたる場合には毎年報告すること） ・使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること	目的外使用により生じる収益（当該補助事業箇所における補助対象施設の整備費及び維持管理費相当額がある場合にはこれを除く。）のうち国庫補助金等相当額
	収益がない場合	使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること	－
譲渡（補助対象財産の所有者を変更すること）	有償	国庫納付（ただし、処分制限期間の残期間内において補助条件を承継する場合には国庫納付を要しない。）	譲渡額のうち国庫補助金等相当額
	無償	国庫納付（ただし、包括承認の場合、国又は地方公共団体への無償譲渡の場合、若しくは処分制限期間の残期間内において補助条件を承継する場合、その他地方整備局長等が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。） ・施設等にあつては、当該施設等の整備に係る国庫補助金等交付額に、処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。以下同じ。）の割合を乗じて得た額 ・用地にあつては、当該用地の取得に係る国庫補助金等交付額	
交換（補助対象財産と他人の所有する他		・国庫納付（交換差益が生じる場合に限る。）	交換差益額のうち国庫補助金等相当額

の財産とを交換すること)		・交換により取得される財産は補助金等適正化法第22条の規定に準じた扱いを受けること		の財産とを交換すること)		・交換により取得される財産は補助金等適正化法第22条の規定に準じた扱いを受けること	
貸付け（補助対象財産の所有者の変更を伴わずに、使用者を変更すること）	有償	・国庫納付 ・貸付けにより生じる収益（維持管理費相当額がある場合はこれを除く。）の年間実績額を報告するとともに、その収益を当該補助事業箇所における補助対象施設の整備及び維持管理に充てる場合には、それらの実績額についても報告すること（貸付けの期間が数年にわたる場合には毎年報告すること） ・使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること	貸付けにより生じる収益（当該補助事業箇所における補助対象施設の整備費及び維持管理費相当額がある場合にはこれを除く。）のうち交付金相当額	貸付け（補助対象財産の所有者の変更を伴わずに、使用者を変更すること）	有償	・国庫納付 ・貸付けにより生じる収益（維持管理費相当額がある場合はこれを除く。）の年間実績額を報告するとともに、その収益を当該補助事業箇所における補助対象施設の整備及び維持管理に充てる場合には、それらの実績額についても報告すること（貸付けの期間が数年にわたる場合には毎年報告すること） ・使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること	貸付けにより生じる収益（当該補助事業箇所における補助対象施設の整備費及び維持管理費相当額がある場合にはこれを除く。）のうち交付金相当額
	無償	使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること	—		無償	使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること	—
担保に供する処分（補助対象財産に抵当権を設定すること）		抵当権が実行に移される際に国庫納付を行うこと	・施設等にあつては、当該施設等の整備に係る国庫補助金等交付額に、処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額 ・用地にあつては、当該用地の取得に係る国庫補助金等交付額	担保に供する処分（補助対象財産に抵当権を設定すること）		抵当権が実行に移される際に国庫納付を行うこと	・施設等にあつては、当該施設等の整備に係る国庫補助金等交付額に、処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額 ・用地にあつては、当該用地の取得に係る国庫補助金等交付額
取壊し（補助対象財産（施設）の使用を止め、取り壊すこと）		国庫納付（ただし、包括承認の場合、新たに補助金等の交付を受けずに代替施設を整備する場合、その他地方整備局長等が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。）	施設等の整備に係る国庫補助金等交付額に、処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額	取壊し（補助対象財産（施設）の使用を止め、取り壊すこと）		国庫納付（ただし、包括承認の場合、新たに補助金等の交付を受けずに代替施設を整備する場合、その他地方整備局長等が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。）	施設等の整備に係る国庫補助金等交付額に、処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額
廃棄（補助対象財産（設備）の使用を止め、廃棄処分をすること）		国庫納付（ただし、包括承認の場合、新たに補助金等の交付を受けずに代替施設を整備する場合、その他地方整備局長等が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。）	設備等の整備に係る国庫補助金等交付額に、処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額	廃棄（補助対象財産（設備）の使用を止め、廃棄処分をすること）		国庫納付（ただし、包括承認の場合、新たに補助金等の交付を受けずに代替施設を整備する場合、その他地方整備局長等が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。）	設備等の整備に係る国庫補助金等交付額に、処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額
(備考) 1. 道路の附属物（共同溝又は電線共同溝を除く。）の包括承認の場合は、有償譲渡等であっても国庫納付は要しない。 2. 目的外使用及び貸付けにおける収益発生後、当該事業が中止となった場合には、得られたすべての収益の国庫補助金等相当額を国庫納付すること。（公共事業再評価の結果、中止となった場合を除く。）				(備考) 1. 道路の附属物（共同溝又は電線共同溝を除く。）の包括承認の場合は、有償譲渡等であっても国庫納付は要しない。 2. 目的外使用及び貸付けにおける収益発生後、当該事業が中止となった場合には、得られたすべての収益の国庫補助金等相当額を国庫納付すること。（公共事業再評価の結果、中止となった場合を除く。）			
別表第2 (一般会計)				別表第2 (一般会計)			
目				目			
住宅市街地総合整備促進事業費補助 地域住宅交付金 市街地再開発事業費補助 都市再生推進事業費補助				住宅市街地総合整備促進事業費補助 地域住宅交付金 市街地再開発事業費補助 都市再生推進事業費補助			
(社会資本整備事業特別会計道路整備勘定)				(社会資本整備事業特別会計道路整備勘定)			

目	目
住宅市街地関連道路環境改善事業費補助 都市再生関連道路交通円滑化事業費補助	住宅市街地関連道路環境改善事業費補助 都市再生関連道路交通円滑化事業費補助
別記様式 1 ～ 4 略	別記様式 1 ～ 4 略